

産業厚生 常任委員会 審査結果

▼議案第32号 松田町公園条例等の一部を改正する条例

この条例は、西平畑公園に係る4つの条例を一括で改正するもので、入園料、入館料等の新設ふるさと鉄道乗車料等の値上げなど改正するものです。

(概要は、No.219号・8月10日に掲載)

6月2日に上程され、産業厚生常任委員会に付託されました。6月3日、7月29日、9月17日及び24日に委員会を開催し、慎重に審査を重ねてきました。

審査の結果、賛成無しで否決となり、委員会報告をいたしました。

本会議でも賛成少数で否決となりました。

【議案第32号】 松田町公園条例等の一部を改正する条例

産業厚生常任委員会報告（抜粋）

1. 審査の結果

採決の結果、賛成無しで原案を否決すべきものと決定しました。

2. 審査の内容

観光経済課長及び担当職員出席のもと、松田町公園条例等の一部を改正する条例について、追加資料の提出を求め、質疑を行って詳細に審査しました。

審査の結果、西平畑公園全体を魅力があり、人が集うようなものになりたいという意向、さらに、従来の使用方法を否定せず、活かしきれていないポテンシャルを活かすという方向性、また、持続可能なものとして運営していくという町の考えは理解しました。

しかし、この改正においては町の意向、方向性などが条例案に反映されておらず、また、利用者の負担増となる入園料や使用料等において広く意見を求めていることや、設定の根拠が明確になっていないことなどから、再考すべきと判断しました。

なお、次の項目について、強く申し入れをします。

- (1) 西平畑公園内の施設利用のための複雑な条例改正であるため、管理に関する条例を新設するなどわかりやすくすること。
- (2) 西平畑公園管理交流施設を、「子どもの館」として町民に慣れ親しんだ名称とすること。
- (3) 入園料や使用料等は、パブリックコメントなどの手法により、町民をはじめ、広く利用者の意見を求めること。
- (4) 各施設の入園料や使用料等については、積算根拠を明確に示し、設定すること。
- (5) 「公益性」による使用料等の減免、「営利」による加算については、明確に定義すること。

議案第32号

松田町公園条例等の一部を改正する条例 【討論】

委員会報告「否決」の為、町長の提案に対する賛成・反対の順となります。

賛成討論

平野 由里子 議員

「議案第32号 松田町公園条例等の一部を改正する条例」について、原案に賛成の立場から討論します。

まず最初に、私は産業厚生常任委員会委員長として審査をし、先ほど「否決」として報告させていただいた者です。しかし、委員会審査独立の原則があり、また、委員長は委員会採決では意見を表決していないことをご理解ください。

委員会では4月、5月からこのテーマで勉強を始めており、委員の皆様とも担当職員とも、時間を費やして議論を積み重ねてきました。これまでの議論を読み返し、熟考しました結果、これを全否決で終わらせて良いのだろうか、という思いが拭えませんでした。

私もこの議案には、全面的に賛成できない部分があります。しかし、西平畑公園を何とか良い方向に持っていきたい、従来のあり方を否定せず、活かしきれていないポテンシャルを活かす、持続可能なものとして運営していく、という町の考えには全面的に賛成です。委員の皆様も、ここは同じお気持ちだという事を先ほど報告しました。

そこから先が、納得しきれないから、じゃあ否決をしてしまうのか、と言うと、私は逆です。